Article 19
TERMINATION

1. This Agreement shall remain in force until terminated by a Contracting Party. Either Contracting Party may terminate the Agreement by giving written notice to the other Contracting Party, through diplomatic channels, at least six months before the end of any calendar year beginning after the expiry of five years from the date of entry into force of the Agreement.

2. Upon receipt of the written notice of termination referred to in paragraph 1, this Agreement shall cease to have effect:

(a) with respect to taxes withheld at source, for amounts taxable on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given;

(b) with respect to taxes on income which are not withheld at source, as regards income for any taxable year beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given; and

(c) with respect to other taxes, as regards taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given.

3. Notwithstanding paragraph 1, each Contracting Party shall remain bound by Article 8 with respect to any information received by that Contracting Party under this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Nassou this twenty-seventh day of January, 2011, in the Japanese and English languages, each text being equally authentic.

For the Government of Japan:

山口祐志

For the Government of the Commonwealth of The Bahamas:

Brent Symonette

府　令

○内閣府令第三十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十三条第一項ただし書、第百六十五条の二第一項ただし書、第百六十六条第六項第八号及び第百六十七条第五項第八号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の三第六号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日　内閣総理大臣　菅　直人

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「ある者」の下に「（法人その他の団体にあってはその役員を含み、個人にあってはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法人その他の団体が他の法人その他の団体と共同して専らコンテンツ事業（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第三項に規定するコンテンツ事業をいい、これに附帯する事業を含む。）を行うことを約する契約に基づく権利であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ　出資者（当該権利を有する者をいう。以下この号において同じ。）の全てが、当該権利に係る出資対象事業の全部又は一部に従事すること（出資者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。ロにおいて同じ。）又は子会社等（同項に規定する子会社等をいう。ロにおいて同じ。）が当該出資対象事業の全部又は一部に従事することを含む。）。

ロ　出資者の全てが、当該権利に係る出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利のほか、次に掲げる権利のいずれかを有することと（出資者の親会社等又は子会社等が次に掲げる権利のいずれかを有することを含む。）。

(1)　当該出資対象事業に従事した対価の支払を受ける権利

(2)　当該出資対象事業に係るコンテンツの利用（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる行為をいう。）に際し、当該出資者（その親会社等又は子会社等を含む。(2)において同じ。）の名称の表示をし又は当該出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利

ハ　当該権利について、他の出資者に譲渡する場合及び他の出資者の全ての同意を得て出資者以外の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止されること。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第六号、第四十条第四項第六号及び第五十九条第一項第八号中「ある者」の下に「（法人その他の団体にあってはその役員を含み、個人にあってはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）」を加える。

第六十三条第一項第八号中「ある者」の下に「（法人その他の団体にあってはその役員を含み、個人にあってはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。